

## 八王子市立横山第一小学校 いじめ防止基本方針 令和7年度版

### I いじめ問題に対する基本方針

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「子どもと一定の人的関係のある他の子ども（大人も含め、一定の人間関係のある者）から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われたものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」とする。そして、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、人々の、特に、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に著しい影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、人間として絶対に許されない人権侵害である。そして、何人も、いかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。

すべての教職員が、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるということ、誰もが加害者にも被害者にもなり得るという基本的認識に立ち、『いじめを許さない八王子条例』も受け、教育委員会や家庭、地域・関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

いじめは、子どもの心を深く傷付け、人格形成に悪影響を与える大変憂慮すべき人権問題である。したがって、いじめの早期発見と未然防止は、教職員にとって重大な課題である。

いじめ問題を解決するためには、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立つて、子ども一人一人に関わっていくことが大切である。

### II 学校におけるいじめ問題に対する基本的な取り組み

#### 【基本的な取り組み】

1 いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって、いじめ防止およびいじめの解決にあたる。

- 職員会議、校内研修会、生活指導夕会（毎週木曜日の職員夕会）等で、全教職員が、いじめ問題、学年・学級の課題等について、共通理解を図ることを徹底する。
- 一人の教師が問題を抱え込まず、複数での対応など、組織的に対応を行う。
- 報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制を構築する。
- 教員のいじめに対するチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

（いじめ総合対策【第2次 上巻】P.85 いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト 参照）

- いじめの防止などの取り組みに係る達成目標を学校評価の項目に設定し、取り組みの改善を図る。

2 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを十分に認識する。

- 教職員自身が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

- 「いじめを絶対に許さない」ことを、全校の児童朝会、児童集会、学校だより、ホームページ等を活用し、全児童に浸透させ、いじめを行う児童には毅然とした対応を行う。
- 児童のいじめの訴えや悩みを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- 生活指導・学校いじめ対策委員会（毎週）を通して、教職員の指導等の状況を把握する。そして、点検や見直しを随時行い、組織的な対応を行う。
- 『**体罰・不適切な指導 防止セルフチェック**』シートを、全教員が行う。自分や他の教員の言動をお互いに把握し合うとともに、普段から丁寧な言葉遣いを心掛け、叱るときでも冷静に丁寧な言葉遣いで指導する。

### 3 いじめ問題を隠さず、その解決に向けて、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。

- 学校は、いじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- 学校と教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
- いじめ問題の解決には、必要に応じて子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等の地域の関係諸機関との連携を図る。
- 入学時・各年度の開始時における児童、保護者へ「見守りシート」の活用を促し、いじめの早期発見・早期対応・未然防止に努める。

### 4 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。

- 教職員による児童理解を深めるとともに、学校教育相談機能を充実する。
- 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。

### 5 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

- いじめ問題に関して、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携を図る。
- いじめ問題の解決に向けて、学校のみで解決しようとすることなく、家庭との連携を密にする。
- 学校運営協議会を特別専門部会とし、「横一いじめ等第三者委員会」を常設し、PTAや地域の関係機関・諸団体等との関係強化を進め、いじめ問題について協議やいじめの解消に向けて地域ぐるみの対策を、年間を通して進める。
- 『学校と家庭の連携推進事業』等を効果的に活用して、いじめの遠因となるおそれのある、未成熟な児童の対人関係力の伸長や加害児童となりやすい家庭環境の改善の支援を行っていく。

### 6 日々の教育活動を通じて、児童のいじめにつながる粗野な言語行動を是正し、さまざまな場面で正しい言語活動を行える児童の育成を進める。

- 学力向上策のキーワードの一つとして、『**互恵的な言語行動**（相手や周囲の人の気持ちを考えた、心地よい言葉遣い、振る舞い）』を位置づけ、年間を通して児童に指導し、家庭・地域の啓発を図っていく。

## 【具体的な取り組み】

### 1 教育活動の充実

- (1) 『特別な教科 道徳』を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わ

りの中でとらえ望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。そして、子ども自身が、「互いに思いやりをもち、自らいじめのない学校生活、その他の日常生活を実現できるように努められる」意識と実践力を身に付けさせていく。

- (2) コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- (3) 「いじめ防止スローガン」の作成など、児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。また、「あいさつ運動」や「標語づくり」等、全校児童によるいじめ防止の取り組みを実践する。
- (4) 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
- (5) “やわらかな言葉と仕草”“互恵的な言語行動”をキーワードに、教育活動時、登下校や放課後・休日の児童間での、適切な関わり合いができるように指導する。

## 2 未然防止や早期発見のための措置

いじめの早期発見・早期対応のためには、いじめを許さない学校づくりを進めることが重要である。そのために、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に児童理解を深める。教職員と児童の信頼関係を日常的に築き、アンケートや面接を通して、児童の実態を把握する。また、児童の表面的な行動に惑わされることなく心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取ることができるようにする。

いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見、③他からの情報提供に大別される。多面的な情報を突き合わせ、いじめの全体像を把握し、的確な対応を行うために、協働的な指導体制が機能できるようにする。

教職員がいじめの初期にその兆候を見落とし、いじめの事実を認識できないと、いじめはさらに深刻な状況になっていく。教職員は、いじめの兆候を見逃さないように、「いじめではないか」「いじめに発展しないか」という視点を持ち、子ども一人一人の行動をきめ細かく捉える。

- (1) 校務分掌の「生活指導・学校いじめ対策委員会」を中心に、いじめの防止等の対策の組織化を図り、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。
- (2) 委員の構成は、校長・副校長・生活指導主幹（生活指導主任）・養護教諭・特別支援コーディネーター・各学年の学級担任1名とする。
- (3) いじめ対策に際しては、委員長は校長、副委員長は副校長とする。
- (4) 校長は必要に応じて、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員、関係教職員（学年主任・担任）等を委員に加えることができる。
- (5) 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
- (6) スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、児童が相談しやすい環境を整えるとともに、カウンセラーによる5年生全員面接を実施する。
- (7) 児童間の“やわらかな言葉と仕草”の励行とともに、いじめの要因となりうる家庭での虐待や不適切な子育て、教職員の体罰や不適切な指導につながる言動の防止を目指して、“子どもの心に寄り添おう！やわらかな言葉と仕草で”をスローガン（体罰防止・児童虐待防止）として設定し、実施していく。

### 3 横山第一小学校「いじめ対応」スタンダードの作成

(1) 視線を合わせる

→相手と視線を合わせて話をする、話を聞く。

(2) 返事をさせる

→「はい！」と返事することを指導する。

(3) 具体的に伝える

→分かりやすく、相手が納得するように説明したり、話したりする。

(4) 最後まで見届ける

→指示したことや、注意したことが実行できているか、最後まで見届ける。

(5) 相手を認め、励ます

→児童の「がんばり」を認め、さらに高い目標に向けて努力できるよう常に励ます。

### Ⅲ いじめが発生した場合の対応

#### 【基本的対応】

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく。

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取り組みにつなげていく。

1 いじめの訴えを誠実に受け止める

2 「いじめられている子供」を守るための指導

3 「いじめられている子供」の心理を把握した指導

#### 【具体的取り組み】

いじめを把握したら、校長のリーダーシップのもと、関係者が話し合い、生活指導・いじめ対策委員会を中心に、指導方針を共通理解した上で、役割分担し、迅速な対応を進める。いじめられている児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間等の安全確保に努める。

必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行う。

加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。ていねいに個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、問題の解決と再発防止のために学級や学年全体への指導を行う。

いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続しているかもしれないという意識をもち、定期的に話し合う機会をもつ。

1 いじめの事実確認を徹底して行う。

2 いじめを受けた児童、又はその保護者に対する支援を行う。

- 3 いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- 4 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- 5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 事態の收拾 → 情報収集と事実の確認、教育委員会との連携、書き込み削除の要請、警察等の関係諸機関との連携
- (2) 被害者対応 → 被害を受けた子供の傷付いた心を支え、安心感や自分は安全だという気持ちをもたせる。  
教職員自らが絶対的な信頼の対象であることを子供たちに明確に示す。
- (3) 加害者対応 → 絶対にやってはいけないという毅然とした態度を貫く。  
行動に至った原因、加害者の子供が抱える悩みや問題等、行動の深層にある心理を理解し対応する。
- (4) 全校児童対応 → 「SNS横一小ルール令和6年度版」などを用いて、情報モラル教育を徹底する。  
「いじめ」を許さない学級の雰囲気づくりを行う。  
子どもへの勇気付けを行い、解決に向けた取り組みを促す。
- (5) 保護者対応 → 関係する保護者への説明と対応（家庭での取り組みへの理解と要請）  
学校の今後の指導方針と対応等を提示し説明する（必要に応じて、全家庭を対象とする）。

## 6 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

## 7 いじめの認知及びその後の対応について

### 【いじめの認定まで】

- ・いじめの疑いの発見（被害児童からの相談・いじめアンケート・子ども見守りシートの提出）

**いじめ対策委員会の開催**※記録をしっかりとっておく

**いじめの認知** → いじめ対応記録の作成

大人が介入しなければ解消できない重大案件については

**「学校いじめ対策委員会による認知報告書」の提出**

※「いじめ第三者委員会（学校運営協議会委員）」の開催によるいじめ認定と対応に関する役割分担を行っていく。

### 【いじめの解消まで】

- いじめの解消** →
- ・被害児童・生徒に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
  - ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

**「学校いじめ対策委員会によるいじめ解消報告書」の提出**